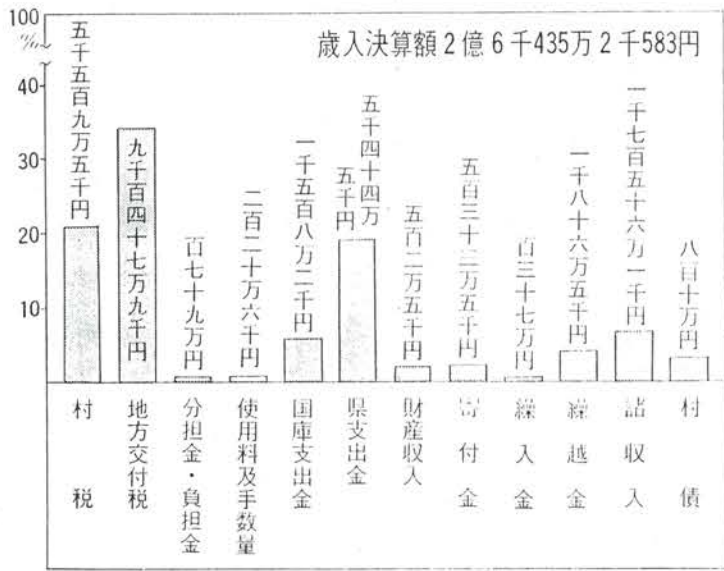
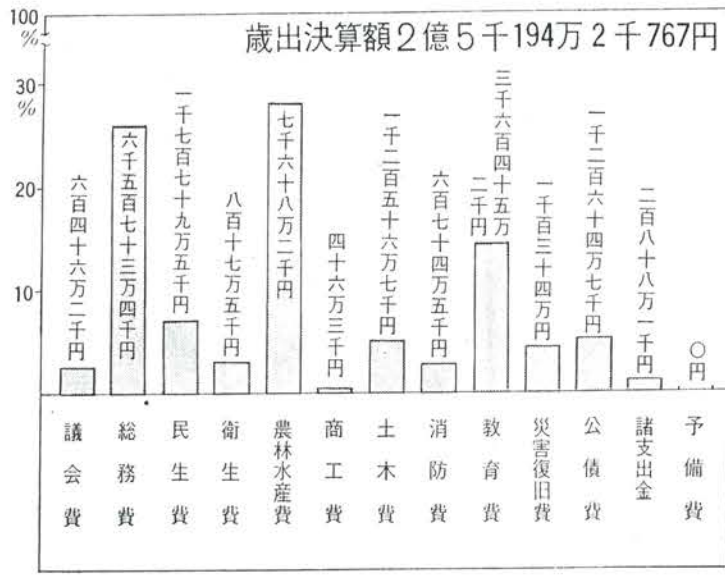
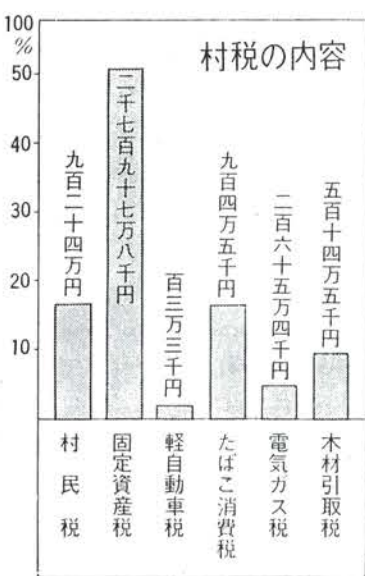




上記の使用料及び手数料の量は料の誤りです。



40年度歳入歳出決算

千四百万円の黒字で 健全財政維持

昭和四十年度の村一般会計及び特別会計の歳入歳出決算報告が十二月の定例村議会に提出され、承認を受けた。

それぞれの内容については別掲のとおりです。

歳入については、歳入の約三十五%を占めており、財源の乏しい本村にとっては、ますます本税に依存しなければならぬ状況です。県支出金は十九%で前年にくらべ三千七百九十九万九千九百九十九円増の増収となりました。

歳出については、農林水産費が前年度より約二千万円の増となり、総額の約二十八%で歳出決算の第一位を占めています。これは、国や県の大市な

が、四十年度も一応実質黒字一千四百四十四万九千九百九十九円を出し健全財政で翌年へ繰越すことができました。

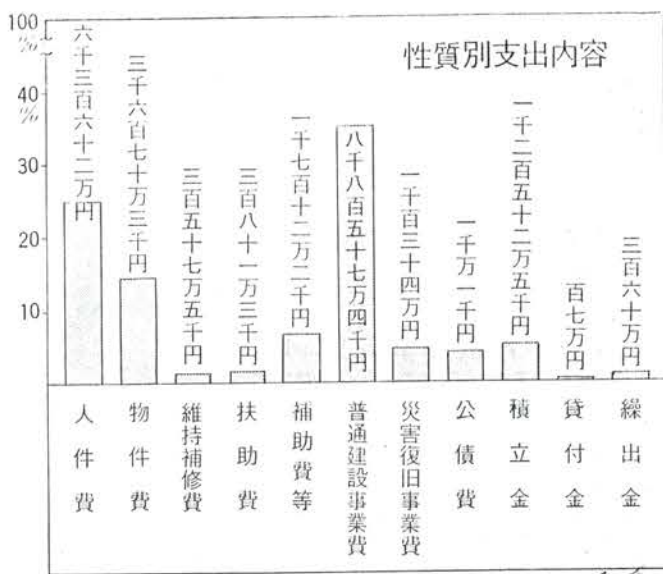
歳入について

村税については毎年五百萬円の増収となっており、総額の中に占める割合は三十八年度二十四%、三十九年度二十三%、四十年度二十一%と、だんだん少なくな

助成を得て、本村の農林業が飛躍的に進歩していることを示しております。

人件費は総額の二十五%で年々増大の傾向にあるため、今後は事務改善の徹底、職員の適材適所の配置と冗費の節制などによって緊

(費目金額千円以下四捨五入)



41年度第三次 補正累計二億 六千万円に

昨年十二月の定例村議会にて四十一年度予算の第三次補正が決定しました。

今回の補正額は一千四百五十万五千円で、本年度累計総額は二億六千二百五十七万一千円となりました。これは前年度同様にくらべて一千四百三十五万二千円の増加となっています。

補正追加の主なものとしては、先の人事院勧告に基づく一般職員の給与改正などに伴う人件費三百

国保の給付内容経過

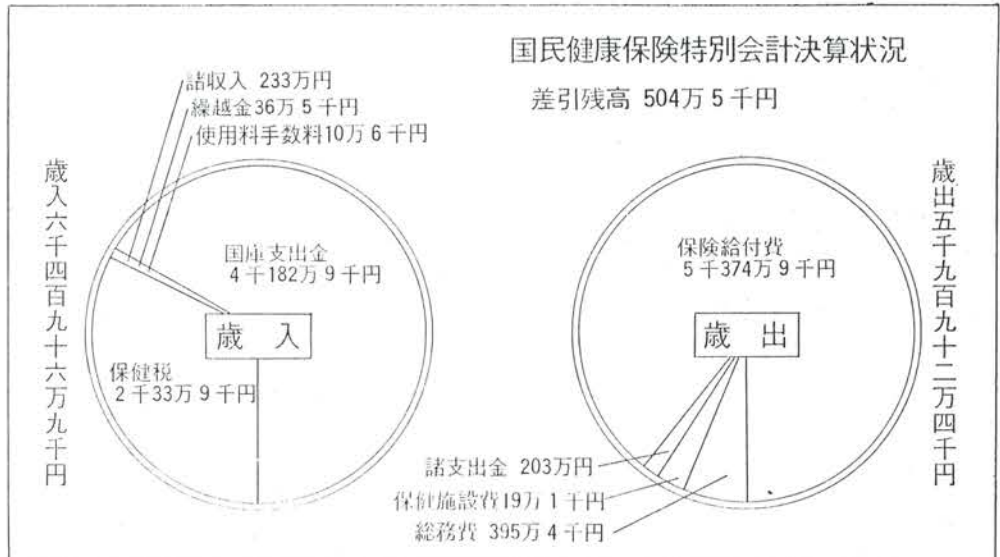
三十四年四月一日国保開始（往診歯科補てつ、給食、寝具設備等は給付せず）

三十五年十一月一日歯科補てつ、給食、寝具設備の給付開始。

三十六年四月一日往診給付開始。

三十八年十一月一日世帯主七割給付

四十年一月一日全世帯員七割給付



上記歳入の保健税の健は限の誤りです。

簡易水道特別会計決算状況

歳入 (単位千円)	
使用料及手数料	2,084
繰入金	2,300
繰越金	194
合計	4,578
歳出 (単位千円)	
総務費	1,069
水道管理費	1,658
公債費	1,492
合計	4,219

差引残高 359

村税、国保税
で滞納が五百
五十万円

村税の四十年度徴収率は九十七%で好成績を収めています。が、過年度分については五十%以下です。

七、住民の方のいっそうの協力が期待されています。

金額では村税で二百三十四万三千円、国保税で三百十九万四千円、合計五百五十三万七千円となっています。

